

3 いじめ防止等のための組織の設置及び役割

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成員

構成員は、管理職や生徒支援部長、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加するなど、柔軟な組織運営を図る。

(3) 組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担い、主な役割は、次のとおりとする。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等